

個別点数の施設基準や算定要件

NO	項目	掲示事項
1	<p>A000 初診料 電子的診療情報連携体制整備 加算3</p> <p>A001 再診料 電子的診療情報連携体制整備 加算3</p> <p>A002 外来診療料</p>	<p>医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>具体的には次に掲げる事項を掲示していること。</p> <p>ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。</p> <p>イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。</p> <p>ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。</p> <p>次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。</p>
2	<p>地域支援・外来医薬品供給体制 加算1</p>	<p>ア 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。</p> <p>ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p>

3	D282-3 コンタクトレンズ検査料3	次に掲げる事項を内容とするコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について、保険医療機関の外来受付（複数診療科を有する場合は、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科の外来受付）及び支払窓口の分かりやすい場所に掲示すること。 ア 初診料及び再診料（許可病床のうち一般病床に係るものの数が 200 以上の保険医療機関にあっては外来診療料）の点数 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨 イ 当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数 当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験 ウ 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨
4	F400 処方箋料 一般名処方加算	医薬品の供給状況や、令和 6 年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
5	K 手術通則に関する事項	手術通則の 5 及び 6 の手術について、区分ごとに前年（1 月から 12 月まで）の手術件数を院内掲示すること。

一般処方名加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般処方名によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とはお薬の薬品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

令和6年10月より、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方した場合は選定療養として自費分が発生する場合があります。

ベースアップ評価料について

「ベースアップ評価料」とは、産業全体で賃上げが進む中、医療機関で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め良質な医療提供を続けることができるようにするための行政の取り組みです。

これにより、患者皆様方の診療費のご負担が上がる場合がございます。

それらは、医療現場で働く職員の賃金引き上げに全て充てられます。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施しております。

医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料交付しております。

外来・在宅物価対応料について

当院では、昨今の物価高騰に対応するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。